

入札結果報告

(1) 平成30年度 教育委員会関係
生涯学習係

入札日 平成30年12月27日

工事名	内容	請負金額(円)	請負業者	工期	指名業者数	落札率
平成30年度 宮田村文化会館屋 根改修工事	塗装工事一式 屋根面積832.6㎡	3,542,400	カト一(株)	平成30年12月 27日～ 平成31年3月25 日	6	95.50%

宮田村立宮田中学校「部活動の方針」

1 方針の策定と経過

平成30年3月、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、それを受けて長野県教育委員会は中学生期にとってのスポーツ活動が「スチューデント・ファースト」（学習者本位）の精神に基づく、適切で効果的な活動となることを目指し平成31年1月「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を示した。

宮田村でも上伊那他市町村とも協議し、長野県中学生期のスポーツ指針をもとに「宮田村部活動の方針」を策定した。

2 本指針の適用

本方針は、宮田村立中学校の「運動系部活動」「文科系部活動」に適用するものです。宮田中学校では、学校長の判断のもと、本基準内で適切な活動がなされるよう留意することとします。

※運動部活動の延長として行われていた社会体育活動は廃止となりました。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、宮田村教育委員会 部活動の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に関わる活動方針」を策定します。
- ② 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者へ情報を提供する。
- ③ 校長は、上記の活動方針をホームページへの掲載等により公表する。
また学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善していく。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 宮田村教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学省決定）」「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月29日付け文科初第1437号）」「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策（平成26年3月長野県教育委員会策定）」、「学校における働き方改革のための基本方針（平成29年11月15日長野県教育委員会策定）」及び「公立小中学校における働き方改革のための共同メッセージ（平成29年11月20日長野県教育委員会・長野県市町村教育委員会連絡協議会・長野県PTA連合会）」を踏まえ、業務改善につながる取組を推進する。

4 運動部の活動基準（適切な休養日と活動時間等）



(1) 心身の成長過程にある中学生期の部活動において、休養日を設定することは、スポーツ傷害予防やトレーニング効果を高める意味で重要であり、心身の健全な成長に欠かすことのできない食事と睡眠、生活のリズムを考慮することも大切である。

また、朝の部活動については、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分にとれない、朝食から昼食までの間隔が空き過ぎるといった課題があり、放課後の活動にまとめ、充実させることが効率的、効果的な活動へとつながる。

生涯にわたってスポーツに親しむための習慣の形成、バランスのとれた生活、スポーツ傷害予防などの観点から適切な活動となるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、活動の基準を次のとおりとする。

活動日数・時間等

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮する。)
- 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は、原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合（冬期間）や中体連等の大会前に、限定して認めるものとする。ただし生徒の健康や生活リズム等を配慮するとともに、参加は強制せず、生徒の自主性を重んじ、保護者に十分説明し、理解を得た上で行う。
なお、その場合にあってもウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避けるとともに、週当たり2日以上以上の完全休養日（朝と放課後）を確保する。

保育園		小学校	中学校		うめっこらんど
①小連絡会（2）授業参観 ②運動会への参加（旗拾い） ③プール交流 ④1日体験入学 ⑤インフルエンザ、ノロ他 感染症の情報交換（学級閉鎖時、流行の兆しがある時）			①中学校参観日時の駐車場一部提供 ②放課後の居場所として（平日・土曜日） ・児童館利用しての学習（集会室利用） ・児童館利用の遊び（小学生と） ③駐車場の雪かき（うめっこらんどの除雪機を中学も使用） ④児童館利用時の生徒の様子情報提供		
うめっこらんどと保育園との連携 ①年長児で学童利用者への支援の共有 情報交換会（3月末） ②ファミサポの利用促進→未満児の一時預 ③保護者、幼児の情報共有（必要に応じて） （施設長⇄園長） ④替職員共有 遊ゆう広場・児童館 ⑤職員の配置換え 等		小学校と中学校の連携		うめっこらんどと小学校との連携 ①配慮を要する児童の情報交換（年2回ほど） 窓口 施設長→学童係 ②学校の諸行事、月暦、下校時間のわかる物をうめっこらんど施設長、学童主任にメールで送る（小の学童担当係） ③集団下校→うめっこらんどまでは学校職員で分担を決め、引率する。 ④夏休み小学校開放	
保育園、小学校、中学校、うめっこらんど 全てで取り組んでいくこと					
①郷育の推進（宮田の自然・文化・歴史・産業・地域の人）（挨拶運動推進） ②体力向上 信州型運動プログラムの活用推進 女子の体力向上 小：宮田サーキット 中：県の運動プログラム参加 保：柳澤プログラム 新体カテストの継続的な実施（小中） ③学力向上 英語の保（ふれる）・小・中を通しての9年間指導計画作成（AtoZ利用） ④教職員のICT 活用力向上 児童生徒に分かる授業を ⑤宮田村インクルーシブ教育の推進（園内、校内、施設内のユニバーサルデザイン化） 宮田小の研究の成果を他の学校、園、施設でも取り入れて発信していく ⑥児童生徒の情報共有（それぞれの長に電話かメールで連絡を入れる） ・感染症（ノロウイルス、インフルエンザ、その他）・兄弟関係がある所と問題行動等について ⑦不審者情報の共有（それぞれの長に電話かメールで連絡を入れる） ⑧ワンカルテ推進委員会の立ち上げ（事務局：穴澤） ・小中→特支CO、園→主任、うめっこらんど→施設長、教委→穴澤（平澤係長） ⑨9S推進 敷地内全面禁煙 ⑩宮田村コミュニティースクールの活用 地域の教育力を生かす 開かれた学校、園、センター ⑪危機管理 いつ災害がきても対応ができるように危機管理マニュアルの職員への周知と役割分担の明確化 報告・連絡・相談の徹底 問題行動（職員・児童、生徒）等が生じた時は即 教委へ連絡を ⑫職員が目標や意欲を持って働ける、開かれた職場改革の推進					

宮田村中学生海外派遣事業実施要綱をここに公布する。

平成 年 月 日
宮田村教育委員会

宮田村教育委員会告示第 号

宮田村中学生海外派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、宮田村の中学生を海外に派遣し、外国の歴史、文化、生活などを直接体験することにより、コミュニケーション能力、語学力の向上と国際感覚を身につけ、世界で活躍できる豊かな人間性と創造性をもった人材を育成することを目的とする。

(派遣先)

第2条 派遣先は、派遣年度に教育委員会が決定する。

2 国際情勢その他の理由により、海外派遣の実施が適当でないと教育委員会が判断した場合は、海外派遣を実施しない。

(派遣人員)

第3条 派遣人員は若干名とし、予算の範囲内で決定する。

(派遣期間及び日程)

第4条 派遣期間は概ね3日間以内とし、その日程は教育委員会が決定する。

(派遣者の資格要件)

第5条 海外への派遣を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 宮田中学校に在籍している生徒、若しくは、村内に住所を有し、特別支援学校の中学部に在籍している2年生であること。
- (2) 生徒自身が強く派遣を希望し、保護者の同意が得られること。
- (3) 積極的に訪問先と交流しようとする意志を持ち、宮田村代表という意識を持って規律ある行動ができること。
- (4) 派遣先での諸活動に耐えられる健康状態であること。
- (5) 事業の目的を理解し、団体行動における協調性があること。
- (6) 事前学習、事後学習及び事後活動に積極的に参加する意志があること。

(引率者)

第6条 事業の効果的推進と生徒の引率指導を行うため、引率者を置く。

2 引率者は、宮田中学校の教職員及び教育委員会事務局職員等のうちから、教育長が任命する者をもって充てる。

(申込み)

第7条 派遣を希望する生徒は、次に掲げる書類を教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 宮田村中学生海外派遣事業参加申込書兼保護者同意書(様式第1号)
- (2) 作文(400字詰原稿用紙2~3枚)
- (3) その他参加意志の確認等に必要書類

(派遣生徒の決定)

第8条 前条の規定により申込書類の提出があったときは、公平性及び透明性確保の観点から公開抽選により派遣生徒を決定する。

2 派遣生徒決定後に棄権者又は派遣資格の取り消し者が出た場合に備え、補欠派遣生徒2人を選出する。

(決定通知)

第9条 教育委員会は、派遣生徒の決定を保護者あてに通知するものとする。

(資格の取消し)

第10条 教育委員会は、海外派遣出発前に、派遣生徒の健康上の理由又は派遣生徒として不適當な理由が生じたときは、派遣生徒の資格を取り消すことができる。

(経費負担等)

第11条 生徒、引率者の派遣に要する経費のうち次に掲げるものは宮田村が負担する。

(1) 派遣に要する旅費及び現地での滞在に要する経費

(2) 派遣先での交流等に要する経費

(3) その他本事業実施のため教育委員会が必要と認めた経費

(報告)

第12条 派遣生徒は、事業終了後、一定の期間内に報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(その他事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

